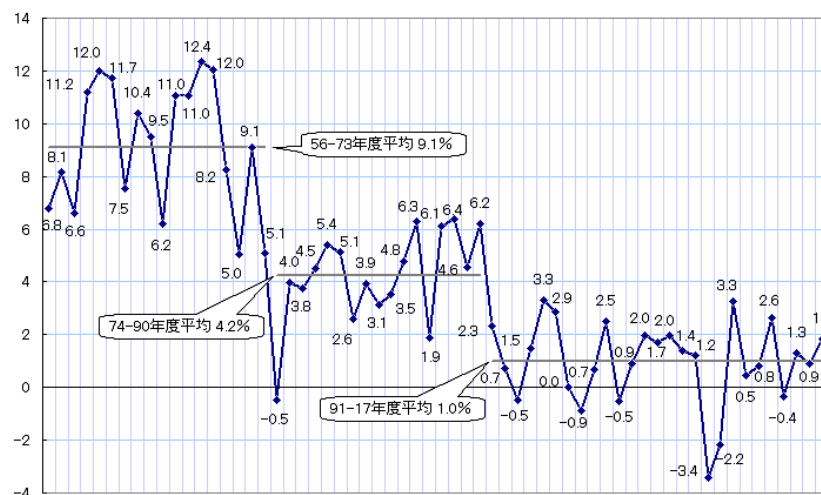


I 情勢・報告

○はじめに

私たちは、いま自分たちはどのような時代を生きているのか正しく認識しなければならない。私たちが生きる時代とは、どういう時代だろうか。それは、戦後はじめて「改憲」が具体的政治日程に上った時代だ。そして、改憲と一体で天皇制強化・オリンピックという国家主義の嵐が吹き荒れている時代だ。一言で言って、私たちが生きる時代とは、日本の戦後史70年の最大の転換点が訪れる時代だ。大学に目を向ければ、2004年に国立大学は法人化され、大学の商業化と国策機関化はこの過程で一挙に進行した。つまり、これまでの大学は少なくとも建前としては、資本や権力からは独立し、長期的視点に立って人類全体の発展を探究する学問の府であった。しかし、もはや大学は資本と権力に奉仕するものであり、とりわけ日本の「国際競争力強化」あるいは「グローバル競争への対応」に貢献する存在となった。それは当然、日本経済の行き詰まり（下図参照）が背景にあるわけで、同じ背景から出てきているのが「改憲」だ。

改憲がこれほど具体的政治日程に上がったのは戦後初であるし、国立大学法人化と、それに関連する大学内外の諸改革は「明治の開学以来最大の変革」（佐々木毅、国立大学法人化当時の東大総長。東京大学, 2004『淡青』(12). p.3）とまで言われるほどだ。世界に目を向ければ、第二次世界大戦後の国際秩序は完全に崩壊の時を迎え、もはや革命情勢が各地に到来している。民衆の側も新自由主義の社会破壊の下で生きられなくなり、また支配者の側も従来のやり方では支配を維持できなくなっている。私たちが生きる時代とは紛れもなく変革の時代であり、一方では従来の常識が通用しなくなるとともに、他方で私たち自身が未来を切り開く可能性に富んでいることでもある。



日本の経済成長率
(1956年～2017年)の
推移。

[http://
honkawa2.sakura.ne.jp/
4400.html](http://honkawa2.sakura.ne.jp/4400.html)

(閲覧：2018年12月14
日)

※縦軸単位は%

(1) 国内情勢：一進一退の攻防続く

○臨時国会

10月に招集された臨時国会は12月10日、延長されずに閉会となった。臨時国会には13個の閣法が提出されたが、すべて成立するという完全な翼賛議会だった。

特に入管法改悪の審議は日本帝国主義（独占資本主義）の行き詰まりを象徴的にあらわしている。5年間で34万人の外国人労働者を導入する、しかも来年4月からというにもかかわらず、審議時間は衆参合計してわずか38時間しかない。法律の内容も政令や省令への委任が多く、実質的な審議ができたわけでもない。それでも与党が強行採決に至ったのは、現代日本の労働人口減少であり低賃金労働力の不足が絶望的状况だからだ。日本帝国主義が生き延びるためには、とにかく低賃金で使い潰せる外国人労働者が必要という事情があるからこそ、この間明らかになった外国人技能実習生多数の死亡や7割弱が最低賃金以下という現実すら、なんとも思っていないのである。

さらに、水道法改悪によって地方自治体の水道事業の民営化が一種の圧力となって行われるようになった。市場の失敗が生じており競争原理が働かない水道事業を民営化したところで、水道事業維持の費用が減少するわけではない。「民営化」は自由競争市場の機能するところでは、特別剰余価値を生もうとして技術革新が進み、確かに費用が減少することはある。しかし、その場合でもそうだし、いわんや市場の失敗が生じている水道事業などにおいては、事業費削減が達成できたところで、それは労働者の酷使＝収奪や安全と引き換えのものでしかない。それでも水道事業まで民営化しようとするのは、とにかく企業の金儲けが必要な資本主義の宿命であり、また社会をもはや維持することもできない新自由主義政策があるからだ。

入管法や水道法の改悪は日本帝国主義が崖っぷちにあることを典型的に示すものであり、またこれらの諸法案をめぐる政府・与党の姿勢は、改憲を前提にした政権の暴走を改めて明らかにした。

○改憲をめぐる

安倍は昨年以來「2020年新憲法施行」を掲げており、臨時国会での改憲案発議あるいは提出も十分想定される事態だったが、民衆の側の改憲反対運動の盛り上がりの前に断念へと追い込まれた！　そもそも安倍政権は選挙の際は「アベノミクス」を押し出し、一貫して「改憲隠し」を行ってきた。その結果、「3分の2」を確保できたにもかかわらず、人々の間にはまったくと言っていいほど改憲への関心が高まっていない。それは、私たち改憲反対派に

とっても問題となっていることではあるが、しかしそれ以上に自民党の側にとって不利に働いているのだ。

安倍は当初、臨時国会末の衆議院憲法審査会で自民党として改憲案を提示する構想を持っていた。そのために、11月30日には慣例を破り、野党の猛反発を覚悟の上で、衆議院憲法審査会を委員長職権で開催した。また、安倍自身も外遊を縮め、日本に滞在できるようにした。しかし、最終的には会期末の12月10日に開かれた衆議院憲法審査会では改憲案を提出することができず、臨時国会での改憲案提出は実現されなかった。

しかし、憲法審査会は会期最終日に改憲国民投票法の閉会中審査を行うことを決定したため、来年通常国会が開会されるまでの間にも改憲国民投票法の審議は行われる。安倍は改憲国民投票法を改憲にあたっての「地ならし」と考えており、まったく予断を許さない状況だ。実際、安倍は国会閉会後の記者会見において「2020年新憲法施行」の思いに変わりはないと、引き続き改憲に突進する姿勢を明言している。

さらに、自民党は改憲国民投票法を水路に国民民主党との連立まで構想している。改憲国民投票法はもちろん、自民党改憲案に対してすら、国民民主党は本質的に賛成の改憲政党だ。国民民主党が存在感を埋没させる中で、「もう自民と連立を組むしかない」（2018年11月17日、時事通信「結党半年、開けぬ展望＝離党続出、支持率低迷－国民民主」）との声が「参院ベテラン」（同）からも出ており、自民党の側も改憲のための国民民主党との連立＝取り込みを構想している。

○来年通常国会をめぐる

通常国会は1月28日招集、参院選は7月21日執行がほぼ確定した（2018年12月10日、読売新聞「通常国会、来月28日召集で調整…首相の外遊後」）。大阪で開催されるG20（6/28～29）との関係、4月の統一地方選から時期を置く必要がある、そして何よりも衆参同日選を可能とするために、政府・与党は参院選を7月21日執行とする方向で調整してきた。「この日程にするには公職選挙法の規定などから、召集日を1月4日か1月23～29日にする必要」（同）があり、一時は1月4日招集とも言われたが、実際には1月末招集となった。ここからわかるのは、自民党としては衆参同日選を相当強く意識しているということである。そもそも衆参同日選は過去3回行われたが、いずれも与党に有利な結果になっている。そして、もし衆参同日選を行うならば議員が年始に地元にはいない。通常国会は3月末までは予算案の審議が必要であり、参院選までに改憲発議を行うのは相当厳しいスケジュールとなる。自民党はあくまでも参院選前の発議という従来のスケジュールを維持する一方で、それが失敗した場合に備えて衆参同日選も視野に入れているということだ。来年の

通常国会、特に4月統一地方選から7月参院選あるいは衆参同日選に至る過程は、改憲阻止の闘いの正念場中の正念場となる。

○辺野古新基地建設をめぐる

12月14日、辺野古新基地建設にかかる埋立工事の土砂投入が開始された。辺野古の海は多種多様な生物が生息する貴重な場だ。それを歯牙にも掛けないで戦争のために破壊することは絶対に許されない。

沖縄県民は9月の県知事選において、安倍の手先を打倒して玉城デニー知事を誕生させる勝利を実現した。しかし、玉城知事自身の取り組み、県民投票条例の制定、県の努力などがこの間行われものの、いずれも安倍政権の「戦争第一」の凶暴な姿勢を打ち破るには至らなかった。国が一私人の立場に立って行政不服審査法を悪用する、安倍とべったりの宇部興産傘下の民間企業の棧橋を利用する、抗議行動排除のためにカミソリ付きの戦争用鉄条網を設置するなど、安倍政権はとにかく無法の限りを尽くした。

「工事を強行すればするほど、県民の怒りはますます燃え上がる」（玉木知事、2018年12月14日記者会見）。だが、この怒りをどう力に変えていくのか、辺野古新基地建設を本当に阻止するためにはどうすべきかが沖縄でいま焦点となっている。県民投票条例が制定され、県民投票が行われるが、その結果を安倍政権が尊重することは到底考えられない。基地建設に関わる労働者のストライキ、さらには1971年の復帰協定ゼネスト以来の全島ゼネストなど、実力闘争が必要だ。そのように闘いが発展したとき、辺野古新基地建設反対運動は日米安保体制を倒し、辺野古だけではなく本土も沖縄も全米軍基地撤去の運動へと発展しうるだろう。

○統一地方選をめぐる

このような情勢下で行われる杉並区議選（4月21日投票・定数48）に、全学連のほらぐちともこさんが出馬することは決定的だ。改憲絶対反対、民営化にも絶対反対、オリンピックは費用削減ではなく返上……このような候補は、右から左まで完全に不在だった。しかも、ほらぐち候補は民衆と共に闘う候補（予定）だ。「〇〇党に入ればこんなことをします」——どこの政党も何の保障もない「約束」、それゆえ当然のように選挙後は一切守られない「約束」を笑顔で振りまく一方、ほらぐち候補は民衆と共に闘うことを宣言し、「共に闘おう」と民衆に訴えている。本当に絶対反対で民衆の心に寄り添い、民衆とともに闘うほらぐち候補が東京・杉並区に議員として誕生することは、この改憲情勢下で決定的な意義を持つ。すでに選挙戦ははじまっている。確実な勝利に向かっての戦略的選挙戦を推し進めている。共に名簿周り・街宣で絶対当選をもぎ取ろう！

（２）国際情勢

○激化する米中貿易戦争

米政府の中国製品排除に端を発する「ファーウェイ排除」をめぐる帝国主義国・大国間の争闘戦が激化している。

そもその背景を整理すると、次のとおりだ。まず、中国は2008年のリーマン・ショックの際、外資の導入を積極的に行った。恐慌の最中の各帝国主義国の資本は先を争って中国に工場を設立し、結果として最先端技術は中国に流れた。中国は2012年、技術革新や経済成長を土台に「中華民族の偉大な復興」を打ち出す。一方、急激な資本の増大に市場の成長が追いつかず国内で過剰資本・過剰生産力状態が発生する。その結果、世界各国から鉄鋼製品等の過剰生産・安売りを批判されることになるほか、過剰資本・過剰生産力状態の解消と「中華民族の偉大な復興」政策を実現するために、一帯一路構想を2014年に打ち出す。そして、2015年には「中国製造2025」を発表するとともに、対外的にも一帯一路政策を推し進めたり南沙諸島の軍事要塞化を強行したりする。その結果、中国は2029年にはGDPで米国を抜くことが推定されており、「中国製造2025」にもあるように2049年（建国100周年）までの製造国トップ実現は現実味を帯びている。

こうした脅威を前に米国は、昨年12月の国家安全保障戦略において中国を「インド太平洋地域から米国を追い出し、政府主導の経済体制を拡大させている」と批判している。「米国の持つ政治的、経済的、軍事的な力を結集させなければならない。同盟国や友好国も共通の脅威に対し、持てる能力を米国に提供しなければならない」とも強調している。そして、今年3月の鉄鋼・アルミ製品関税引き上げ、7月の米中関税合戦へと突入したのだ。

この米中貿易戦争は「ファーウェイ排除」をめぐる一段と激化している。米の「排除」に同調するのが、豪・NZ・英・加・日だ。特に日本は「政府調達排除」の方針を政府が公表した5日後に、大手三社が同時に「排除」を発表した。また、ファーウェイCFO・副会長が米当局の要請によりカナダにおいて逮捕される事態も起こっている。現在、先日の米中首脳会談で決まった「90日休戦」（＝米が追加関税発動を90日間見送り、その間に交渉を進めるというもの）によって米中直接の激突は表面化していないが、変わりに日本・欧州諸国・ファイブアイズ諸国を巻き込んで全世界規模に拡大・激化している。

○徴用工問題をめぐって

韓国大法院（最高裁）は10月、日本帝国主義による植民地支配時代に徴用工として強制労働させられた4人に対し、新日鉄住金への損害賠償を命じる判決を出した。今回の判決を受け、安倍は「1965年の日韓請求権協定で完全かつ最終的に解決している。判決は国際法に照

らしてありえない」と反発し、立憲民主党の枝野幸男も「判決は大変残念で遺憾だ」と政府・与党に同調した。マスコミも、こうした排外主義を積極的に煽動している。

与党も野党もマスコミも、主張は「65年の日韓請求権協定で徴用工問題は解決済みのはずだ」という一点のみだ。しかし、今回の判決で重要なことは、被害者が求める損害賠償が「未払い賃金や補償金を要求するものではなく、日本政府の違法な植民地支配および侵略戦争の遂行と直結した日本軍需会社の『反人道的不法行為』に対する『慰謝料請求権』」だと認定し、こうした不法行為への被害者個人の「慰謝料請求権」は65年請求権協定でも消滅していないとしたことにある。端的に言って、排外主義的非難は完全な的外れだということだ。

そもそも、65年の日韓条約締結時、韓国は朴正熙の軍事独裁政権下にあり、元徴用工や軍隊慰安婦とされた人々は沈黙を強いられていた。他方で日本政府の言う「有償無償5億ドルの『経済協力』」とは、日本政府が日本企業から買った生産財・消費財を現物で韓国政府に渡すもので、その使い道も日本政府との協議で決められた。そして、韓国の軍事独裁政権を日本帝国主義が全面的に支えて維持するための政治資金になるとともに、日本の大資本が再び韓国に進出し、現地の労働者を極度の低賃金・強労働で搾取して肥え太っていく起点ともなったのだ（これは韓国に限った話ではない）。決して、「賠償」というものではないのだ。

そして何よりも重要なことは、今回問題になっているのは「日本対韓国」ではないということだ。第二次世界大戦中、徴用工や女子挺身隊などとして強制労働させられたのは決して朝鮮半島の人々だけではない。日本の「銃後」の民衆もまた強制労働に駆り出され、その中で亡くなった人もいる。一方、大資本は戦争中にもかかわらず、こうした無償あるいは低賃金での強制労働で私腹を肥やしたのだ。問題になっているのは、「日本対韓国」ではなく、「日本帝国主義対民衆」だ。日韓の労働者・民衆の連帯で、犯罪集団である大資本を、そして日本帝国主義を倒そう。

○「北方領土」をめぐって

安倍首相は11月14日、露プーチン大統領と会談し、「1956年の日ソ共同宣言を基礎に平和条約交渉を加速させる」ことで合意した。56年の日ソ共同宣言は「平和条約締結後に歯舞諸島・色丹島の2島を日本に引き渡す」と明記しているが、日本政府はその後、国後島・択捉島を含む4島の「返還」を求めるようになり、「領土問題の解決後に平和条約を締結する」という方針（いわゆる「4島一括返還」）を一貫して取ってきた。今回の合意は、これまでの日本政府の方針を転換させたものと言えるが、これに対しては与党内から日本共産党まで含めて排外主義的立場に立った非難が続出している。しかし、「2島返還」への転換がそのような排外主義的非難を浴びることは明白であるにもかかわらず、なぜ安倍は方針を転換し

たのか。それは、第一にはとにかくにも平和条約を締結して国内支持を固めること——それは改憲と一体だ——であり、またレガシーを残すことが目的だからだ。そして、「日本政府は譲歩したのにロシアは譲歩せず許せない」という排外主義をかきたてようとしているのだ。「ロシアの脅威」「安全保障環境の変化」論で改憲・戦争が必要だと宣伝・扇動し、政権の危機を突破しようとしているのである。

だが、そもそも平和条約締結は容易には実現しないだろう。日米安保条約では、米軍は日本国内に条件なく基地を置くことが可能となっており、当然に「北方領土」は除外されていない。日本政府の意向を問わず、米軍は「北方領土」に基地を置こうとするだろう。なぜなら、千島列島は日本海・オホーツク海から太平洋にロシア海軍の艦隊を出撃させる際に現状では唯一安全な通路であり、逆に言えばそこをも米軍が抑えることは戦略上重要な価値を持つからだ。米トランプ政権は昨年12月の国家安全保障戦略において、ロシアを戦後世界秩序に対する「修正主義勢力」と名指しで批判して対抗する姿勢を打ち出した。それを裏付けるように、10月には米露間のINF（中距離核戦力）全廃条約からの離脱を表明した。帝国主義国・大国間の経済戦争が激化し軍事の戦争へといつ転化してもおかしくない状況で、米国もロシアに対する姿勢を強めている。米軍が「北方領土」に基地を置かないことを飲むはずがなく、それはロシア政府も承知している。ロシア政府が米軍基地が置かれるとわかっている「2島」を「引き渡す」はずがなく、それゆえ平和条約が締結されることは相当困難なことである。

○ブロック化に突進する各国

11月30日からアルゼンチンで開かれたG20では、帝国主義国・大国間の協調を打ち出すどころか、逆に各国の利害の対立、国際争闘戦の激化をむき出しに示す場となった。会場近くではサミットに反対するアルゼンチンの民衆の大規模なデモが行われ、2万数千人が参加した。デモには、グローバリズムがもたらした格差社会と低賃金、社会保障切り捨て、貧困への怒りがあふれた。

「アメリカ第一」を掲げた米トランプ政権の登場を引き金にして、見せかけの国際協調体制は音を立てて崩壊しつつある。2週間前のAPECでも、史上初めて首脳宣言を出すことができなかった。それに続き今回のG20首脳宣言では、08年のG20開始以来掲げ続けてきた「反保護主義」の文言を、米国の強行的な反対姿勢の結果ついに削除せざるをえなくなった。

かつて1929年の世界大恐慌の後に、各国は関税の引き上げや輸入制限などの保護主義に走った。これにより世界市場は急速に収縮し、排他的経済圏の構築が進行し、それが第2次世界大戦につながった。こうした歴史の教訓から08年の世界恐慌後のG20発足時には、各国が保

護主義に共同で対抗することを強く申し合わせたのである。「反保護主義」はG20の原点であるのに、それが崩壊したのだ。もはや各国が「自国第一主義」を堂々と掲げ、お互いに国益を争い合う時代へと突入したのだ。

○革命情勢の到来した諸国

フランスではマクロンの新自由主義政策に対する怒りが、燃料税値上げをきっかけに大爆発している（黄色いベスト運動）。当初は燃料税値上げを阻止する闘いだったが、運動は新自由主義全体を打倒する闘いへと発展し、いまや「マクロン辞任か革命か」が叫ばれている。マクロンは燃料税値上げの撤回と最低賃金上昇で譲歩したが、新自由主義に対する怒りはこれで消されるわけではないだろう。運動は大学生・高校生にも広がり、教育を破壊した新自由主義打倒を求めるうねりが高まっている。

アメリカでは「労働権法」が再び拡大しようとしており、労働者と資本家の闘いが激化している。「労働権」とは労働者を守るかのような名称をしているが、実際は労働組合潰しの法律だ。1940年代から60年代にかけて南部を中心に導入されたが、それがいま北部へも拡大しようとしている。労働者は労働組合を先頭に闘い、ミズーリ州は一度は議会で可決されたものの、住民投票で大差でひっくり返している。また、労働組合の最低賃金引き上げを求める運動も進められ、沿岸部にならって最低賃金引き上げが中西部にも広がっている（2018年11月25日、朝日新聞「（平成経済）第5部・リーマンの衝撃：10 米の経済モデル『南北戦争』」）。一方で、トランプ政権になってもラストベルトの復興は進んでいない。オハイオ州ではGMの工場が新たに閉鎖され、計5000人近くの労働者が失業したという。一方で、このような新自由主義の下で再び労働者が立ち上がろうとしている。オハイオ州の全米自動車労働組合委員長はこう語っている。「こんなふうを考えるんだ。グローバル企業が世界規模で労働者を競わせ、低賃金の場所に移るなら、労働者もグローバルな連携が必要だと。日本で工場が閉鎖されれば、米国や中国、ドイツの労働者が一斉に職場放棄する。夢物語だろうけど、そうするしか打つ手はないと思う」（2018年12月3日、朝日新聞「トランプ氏信じていいのか…支持者、GM工場停止に動揺」）。

(3) 東洋大不当逮捕打破る

11月4日、作部羊平さん（元全学連書記長・前同学会委員長）と内海佑一さん（元全学連副委員長）が警視庁公安部によって不当にも逮捕された。しかし、全学連はこの政治的な不当逮捕を全力で弾劾し、社会に対して訴えかけ、結果として多くの学生・市民の方々の協力の上に22日二人を不起訴釈放とすることができた。改めて、この場で協力してくれた学生・市民の方々への謝意を表したい。

二人の逮捕容疑は、「7月に東洋大学へ無断で侵入し、サークル棟で1時間あまりビラを配布したこと」である。しかし、これはまったくのデタラメだ。二人は、東洋大学に入構する際に警備員に止められたわけでもない。ましてや、学問は全人類の共有財産であり、国公立問わず大学を住居同様の「私有地」と扱うことは、学問とは相容れない。これほど不当な逮捕は、たとえ不起訴釈放となっても絶対に許してはいけないものだ。

東洋大事件とはどういうものだったのか。それは第一に、11.4全国労働者総決起集会・改憲阻止1万人大行進破壊だということだ。二人は、他の学友と集会会場へ向かう途上で逮捕されたわけだが、「容疑」は7月の行為であり、3ヶ月以上も経ってからの逮捕が恣意的な権力行使であることは明白だ。第二に、京大の政治的起訴と同様に、改憲・戦争情勢下での学生運動破壊であるということだ。第三に、東洋大事件は前進チャンネル（YouTube動画チャンネル）への攻撃でもある。昨年5月以来の前進チャンネルの取り組みは、国家権力と社会に大きな衝撃を与えた。前進チャンネルは組織戦の大幅な強化を実現し、警察権力にとっては実体を持った脅威となった。その前進チャンネルを撮影・編集の両面で牽引してきた二人を逮捕することは、前進チャンネルに対する攻撃以外の何物でもない。

今回の東洋大事件は無事打破ることができたが、京大3人への政治的な起訴のように、依然として学生運動破壊を政府・警察権力は狙っている。警察権力の横暴・無法を絶対に許さず、気を緩めずに堂々と闘っていこう。



不起訴釈放となり奪還された作部さん（11月22日、東京都蔵前警察署前）

Ⅱ 政治的逮捕を打破り、京大学生運動の勝利へ

(1) 京大学生運動がこの間作り上げたもの

時系列での整理

- ▶ 2014年11月 公安刑事摘発（京大ポポロ事件）
- ▶ 2015年10月 反戦バリケードストライキ
- ▶ 2016年3月 反戦バリストで6人逮捕・不起訴釈放
- ▶ 2016年7月 同学会執行部4学生に無期停学処分
- ▶ 2017年7月 同学会執行部4学生に放学処分
- ▶ 2017年10月 12名に立入禁止通告
- ▶ 2017年10月 安田さん・阿津さんが公務執行妨害で逮捕・不起訴釈放
- ▶ 2017年12月 立て看板規制と吉田寮の事実上の廃寮が予告される
- ▶ 2018年3月 安田さんに対する無期停学処分が確定
- ▶ 2018年5月 立て看板規制施行
- ▶ 2018年9月 吉田寮退去期限

〇はじめに

京都大学における「自由の学風」あるいは学生が力を持つ「文化」とは、そもそも100年近くにわたる連綿たる学生運動が作り上げてきたものだ。1890年代の京都帝国大学・第三高等学校設立以来、京大の学生は常に自由と正義を求めて格闘してきた。1925～26年の京都学連事件では、軍事教練反対を訴えた京大生らが治安維持法違反で逮捕されている。これは治安維持法の内地適用第一例であり、さらに旧治安維持法の規定からして無法な逮捕（大日本帝国もあくまで法治国家ではある）だったが、司法省の強い指揮の下で行われた国策捜査・弾圧だった。1933年の滝川事件では、京都帝大法学部の全学生が教員総辞職に連帯して退学届を提出するなどして闘った。戦後も、全学自治会同学会は何度も当局によって解散させられては再建を繰り返す。その過程では、何人もの学生が重い処分を受けてきた。いまの京大学生運動とは、そういった学生の闘いと被害の上に立つものであり、その過去を引き継ぐ歴

史的使命を負っている。学生運動の中で倒れた京大生の意志を背負い、京大学生運動に絶対勝利しよう。

○2015年以來の闘い

2012年に全学投票（3042票中2149票の信任）を経て再建された同学会の中央執行委員会は15年10月、反戦バリケードストライキを敢行した。その直前に成立した安保戦争法を頂点に、大学における軍事研究が公然と開始され、大学の戦争協力が現実的課題となっていた時期。そして、大学当局は大学の戦争協力について「反対」を絶対に名言せず、学生の力を学生も大学当局も認識できていなかったという学内情勢。こうしたものを打ち破り、学生の実力を学生が再認識するための闘い、大学の戦争協力を絶対に阻止するための闘いとして、15年反戦バリストは敢行された。しかし、この反戦バリストはある意味では「早すぎる挑戦」だったことも間違いない。多くの課題を残したし、他のあらゆる挑戦と同様に決して完璧な挑戦ではなかった。しかし、そのバリストは間違いなくやるべき、やらなくてはいけない挑戦だった。

歴史を振り返ると、学生運動の高揚は決して一直線に起こりうるものではないことがわかる。既存の常識を塗り替え、新たな常識を作り出していく——それこそが日大闘争であり東大闘争をも生み出したものだった。日大・東大闘争は決して「そういう時代だったから」爆発したのではない。警察・機動隊が味方ではなく敵だと知ったからこそ日大闘争は爆発したし、政府が敵だと知ったからこそ日大闘争は学内問題に留まらない政治闘争へと転化し、全国的普遍性を獲得して他大学・全社会からの支持を得られたのだ。東大闘争も、東大において圧倒的影響力を持っていたのが日本共産党、学生や民衆の実力闘争にあくまで敵対する党派であったことに鑑みれば、本来起こり得なかっただろう。しかし、三派全学連を筆頭に実力闘争を東大生の常識とする挑戦があったからこそ、機動隊・大学当局・日本共産党が一体となった暴力的襲撃を跳ね返して、あそこまでの高揚と社会的衝撃を与えられた。学生運動の高揚とは、時には強引な、しかし学生の常識を塗り替えるような闘いで生み出していくものだった。

そして、15年反戦バリストとその後の同学会の地道な闘いは、間違いなく「実力闘争」という思想を京大の新しい常識とし、「学生の力」を京大一全国学生に見せつけた。15年反戦バリストが種を撒き、その後の同学会の苦闘が種を育て、そしていま京大が「学問の府」という装いすら捨てて学生運動を一掃させようと凶暴化したとき、花を咲かせることができたのだ。

○京大当局の転換

京大をめぐる情勢は2017年末の立て看板規制・吉田寮退去の予告を以って一変した。京大当局の狙いはもはや「過激派」やその運動だけではない。学生運動が作り出したものまで含めた、一見それ自体は政治的ではないものをも含む、学生運動的要素のあるものの徹底的な一掃だ。なぜなら、喩え表面上は政治的に、あるいは大学当局に対して反抗的に見えなくとも、学生運動が作り出したものは確かに学生の実力を内在しており、いつでも実体的な学生運動へと転化しうるからだ。「所詮立て看板」の撤去に京大当局が捧げる忘我的な執念は、しばしば学生からは嘲笑されるが、しかし立て看板の意義と学生運動の実力をむしろ京大当局の方が正しく評価していることを示している。学生にとっては「所詮立て看板」でも、京大当局にとっては「恐怖の対象」なのである。そして、吉田寮に対する徹底的な対話拒否は、もはや「論理が正しければ勝てる」とか「妥協や譲歩といった戦術で乗り切る」という考えが時代遅れになったことを如実に示している。すべてを消滅させることが京大当局の狙いである以上、交渉で着地点を操作することはできないのである。

学生への処分の乱発があり、実際に学生を警察に売り渡して逮捕させる。そういう状況の中で、副学長による吉田寮生への警察（公安刑事含む）導入、寮祭企画をめぐる個別呼び出し、告示の乱発という恫喝が行われている。京大当局が行っていることは恐怖政治としか言いようがない。しかし、京大当局の攻撃的で強硬に見える態度は、紛れもなく敵の弱さの裏返しだ。学生をなだめすかし、交渉に応じ、そして一定の「譲歩」をする——こういったこれまでの常套手段では達成され得ない目標を京大当局が持っている以上、京大当局は常に強硬姿勢を取らざるを得ない。それは逆に学生の反感を買って学生運動の高揚へと転化し、自らの墓穴を掘ることになる。京大当局が学生運動の一掃を目指すいまの状況は、学生の怒りを正しく組織しさえできれば、必ず破綻するのだ。逆に言えば、学生の怒りを正しく組織すること——この一点にのみ成功すれば、京大学生運動とは勝利が構造的に約束された闘いなのだ！

（2）今回の逮捕・起訴とはいかなるものか

○事実経過について

高田さん

- ▶ 10月18日、京大熊野寮の大学当局に対する申し入れ行動（※高田さんは熊野寮生）に、寮生の一人として参加した。申し入れ行動を終え建物を出ようとする高田さんを職員

が羽交い締めにし、瀧本学生課長が警察に通報。「不退去罪」として現行犯逮捕された。

- ▶ 10月29日、京都地検が「10.18事件」を「建造物侵入」に切り替え起訴。
- ▶ 11月20日、京都府警が4月12日と5月31日に行った教室への机上ビラ配布について、「建造物侵入」で再逮捕。
- ▶ 11月30日、「4.12事件」と「5.31事件」も起訴

※追起訴の可能性あり

▼高田さんについて

- 京都大学工学部、2017年に放学処分を受け現在処分撤回を求めて活動中。
- 京都大学全学自治会同学会執行委員。



阿津さん・吉田さん

- ▶ 11月20日、阿津さんは熊野寮を出た直後の路上において、吉田さんは自宅において、それぞれ4月17日に行った教室への机上ビラ配布について、「建造物侵入」の容疑で令状逮捕された。
- ▶ 11月30日、2人起訴



▼阿津さんについて

- 京都大学地球環境学舎、2017年に放学処分を受け現在処分撤回を求めて活動中。
- 京都大学全学自治会同学会書記長

▼吉田さんについて

- ▶ 神奈川大学在学中。
- ▶ 京大学生運動を支援するために、京都で活動している



○公訴事実等について

「4.12事件」および「5.31事件」（いずれも高田さん）ならびに「4.17事件」（阿津さん・吉田さん）いずれも、大学の管理権に基づく立入禁止通告を受けているにもかかわらず、正当な理由なく自己の信条とする学生運動のために国際高等教育院長の看守する建物に侵入し、ビラを朝または昼休み中に机上配布したことが「建造物侵入」にあたる、というもの。

○逮捕・起訴の背景が示すもの

そもそも前提的に確認されるべきは、今回の逮捕・起訴が完全な政治弾圧、権力の恣意的行使であるということ、現行刑法を肯定する立場に立っても徹頭徹尾不当な逮捕・起訴であるということだ。そもそも「刑法の任務の第一は、[……] 重要かつ基本的な価値・法益の保護」である。それゆえ、「犯罪の本質、すなわち処罰根拠は客観的な法益侵害という犯罪結果、または結果発生の危険にもとめられることになる。そこでは『結果（法益侵害）なければ犯罪なし』という原則が妥当する」（いずれも西田典之，2010『刑法総論』．p.30）。大学の機能が教育研究活動であることは自明であり（例えば国立大学法人法第1条や京都大学基本理念）、大学に対する建造物侵入を犯罪とするのであれば、それにより教育研究活動に何らかの被害が出ていなければならない。しかし、実際には大学で朝あるいは昼休みに机上ビラ配布を行うことに伴う教育研究活動への被害は存在しない。京大は特に机上ビラ配布が盛んであり、多くのサークルに混じって同学会がビラ等を教室の机に置くことは何ら被害を生じるものではない。現行刑法の立場からしても今回の逮捕・起訴は完全に不当であるし、政治的意図が存在していることは明らかである。

その上で、今回の逮捕・起訴の背景にあるものを4点に整理しよう。

- ①京大学生運動は新しい段階に入ったこと
- ②全国的視点で行われた逮捕・起訴
- ③改憲情勢下の学生運動破壊
- ④大学・キャンパスの支配権一学問のあり方が問われている

第一に、今回の3学生の逮捕・起訴が示すことは、京大学生運動は新しい段階に入ったということだ。2012年の同学会再建以来、京大当局は学内処分によって学籍を奪ったり、あるいは警察に学生を逮捕させることはあっても、学生を起訴させることはなかった。それは、自治を守らなければならない組織であり、また教育機関として、学内問題を刑事裁判で解決しようとするのはおかしいという「常識」が学内外に存在してきたからだ。また、刑事裁判となれば当然に証人として職員の出廷が求められるほか、裁判対応や学内外からの批判への対応を筆頭に多くの事務的対応が必要となるわけで、その準備が不十分・未完了だったという事情もあるだろう。しかし、今回3学生を起訴までさせたことは、京大当局がそういった「常識」——常識とは即自的なものではなく、我々が作り上げて強制してきたものだ——を踏みにじり、「戦争体制」を構築したということを意味する。もちろん、まだ敵の体制は盤石ではない。「責任者」として名前が出るのは国際高等教育院長（当時）の村中のみであり、総長の山極や副学長の川添は一切出てこない。そして、村中自身もちょうど今年9月末

に副学長を任期満了で退任しており、結果として大学執行部（役員会）には「被害」が及ばないような構造となっている。しかし、それでもはじめて起訴にまで至ったのは、京大当局やそれと一体となった京都府警・京都地検をはじめとする政府の側が一定の準備を整えた上で踏み込んだことには変わりない。

第二に、全国的視点で行われた学生運動破壊だということだ。今回の逮捕が学生運動破壊であることは、11月29日の勾留理由開示公判において京都地裁の寺田裁判官が「自己の信条とする学生運動のために（入構した）」ことを問題視したこと、あるいは検察が3学生の配布していたビラの内容を殊更に取り上げていることから明らかな。そして、阿津さんと吉田さんが逮捕されたのは11月20日であり、東洋大事件で作部さん・内海さんが不起訴釈放となる2日前のことであった。半年以上前の事件の逮捕が、東京における不起訴釈放の2日前という時期に行われたことを「偶然」で片付けることはできないだろう。また、一般論からしても、大学をめぐる事件・学生運動をめぐる事件であり、高度な政治的判断を要するものであって、京都地検の一存で行いうるものではないだろう。今回の逮捕・起訴は政府の意志を反映した、全国的視点を持った学生運動破壊である。京大学生運動が勝利的に進展する中で全国に京大学生運動が波及していること、そしてそれに対する恐怖——これこそ今回の逮捕・起訴の背景にあるものだ。

第三に、改憲攻撃としての側面を持つということだ。情勢において触れたように、安倍政権は改憲に突進せざるを得ない一方で、社会全体で見れば改憲を求める声はまったく上がっていないというジレンマに陥っている。特に、改憲にあたっては国民投票が必要となる以上、労働運動や学生運動が存在する中で国民投票はできない。さらに、その先の戦争体制をも展望すれば、当然に労働運動や学生運動を国内に抱えたまま戦争国家体制構築は不可能だ。その中で、2月にはJR東日本の最大労組であった御用労組の東日本旅客鉄道労働組合（東労組）が、官邸から「2020年」という具体的締切付きの指示を受けた会社によって切り崩された。そして8月以来、闘う労働組合である全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部は委員長以下執行部が軒並み逮捕される組織壊滅型の弾圧を受けている。いま日本では、あらゆる労働運動が弾圧されるという異様な事態が起きているのであり、今回の京大弾圧もそれと軌を一にするものだ。京大学生運動がある限り、全国学生運動が復活する可能性は途絶えず、そうである以上、改憲・戦争国家構築はできない——これが政府・権力者としての意志である。

第四に、大学・キャンパスの支配権であり、学問のあり方が問われているということだ。京都地裁は11月29日の勾留理由開示公判において、そもそもの「立入禁止通告」を「大学の管理権に基づくものであり正当」だと開き直った。だが、「大学の管理権」とは何か。その「大学」の中には学生は含まれていないし、多くの教職員すらも含まれていない。ここでい

う「大学」とは、総長を筆頭とする役員会にほかならず、結局のところ大学を役員会の私有財かのように扱っているのだ。「大学」とは何か、これを徹底的に問いただす運動が必要だ。それは、まさに1960年代末に「大学の自治」の範囲を巡って争った東大闘争であり、その後の東北大学などでの闘いを引き継ぐものだ。そして、そもそも3名が立入禁止になった理由も大学でのビラ配りだった。京大当局は16年9月の「告示」において、ビラ配布を「教育研究活動を妨害する行為」「迷惑行為」と一方的に決めつけ、これを行った場合は「大学構内への立ち入りを禁止する」と宣言している。ビラ配布のどこが「教育研究活動を妨害する行為」だというのか。ここにも、大学あるいは学問が根底から問われている。学問とは、権力者の意向のままに批判を一切許さず閉ざされた世界で進めるものなのか。それとも、学生はもちろん多くの市民に開かれる中で権力者とは独立して進めるものなのか。学問をどう捉えるかが、この問題に内包されているのだ。

（3）いかに打ち破っていくか

今回の逮捕・起訴について確認した上で、ではいかにこれを打ち破っていくか——これが最大の課題だ。

○怒りを組織することが最大の反撃

今回の弾圧が京大学生運動とその全国の拡大に対するものである以上、最大の反撃は京大生そして全国学生に弾圧への怒りを組織することだ。京大生を筆頭に全国学生の上に政治弾圧への怒りを広げ、それを行動に移していくことが、今回の弾圧を打ち破り、そして同じ弾圧を繰り返させない鍵となる。京大生の間に、全国学生の間に、京都市民の間に、京大OBの間に、そして全国・全世界のあらゆる社会階層を味方につけていこうではないか。政府・警察権力は一見無法の限りを尽くし横暴を極めていくかのように見える。しかし、国家権力の源泉は紛れもなく民衆にある。民衆に対する強制力の行使が「権力」となるか「暴力」となるか、すなわち正統性を得られるか否かは、民衆が決定することができる。だから、国家権力とは力の源である民衆からの反撃には極めて脆弱だ。東洋大弾圧を打ち破った鍵もそこにある。

京大弾圧を打ち破るための大衆的陣形をすみやかに構築し、京大を、京都市を京大当局に対する抗議の声で埋め尽くそう。積極的に大学の外へも打って出て、京大当局を内と外から包囲しよう。

○政治弾圧を打ち破る学生の連合陣形を

11月の東洋大弾圧を打ち破った最大の鍵は、政治弾圧を打ち破るために立場を超えて学生が複数の戦列を登場させたことにある。ニーメラー牧師の警句は多くの政治的立場から繰り返し引用されてきたが、しかしそれは政治弾圧に対して運動の側が唯一かつ単純な原則——立場を問わず反対する——すら実践できてこなかったことの裏返しでもある。まさに、「左翼」の象徴である日本共産党＝民青がセクト主義をむき出しにして、カルト的な独善性を発揮してきたことの害に他ならない。しかし、学生運動全体に再建の兆しが見える中で、もちろん東洋大事件という個別具体的な一事案に対するものであるとはいえ、政治弾圧に対する原則を守って複数の戦列が登場したことは歴史的な意味を持ちうるものだ。そして、だからこそ警察権力に与えた恐怖は凄まじいものがあったし、この拡大を恐れた警察権力は2人を釈放し事件を「片付け」ようとしたのだ。政治弾圧を打ち破るための学生の連合陣形を発展させていこう。

○大学・学問のあり方を問い、キャンパスの支配権をめぐる闘いとして

今回の弾圧を、単に政治的逮捕・起訴への抗議に留めず、京大―大学のあり方、学問のあり方、キャンパスの支配権をめぐる闘いとして推し進めることも重要だ。「立入禁止通告」やその土台となった「告示」は大学・学問のあり方を問うものだ。そして、立て看板規制や自治寮廃寮化政策と同様に、大学・キャンパスの支配権をめぐる問題、すなわち大学当局による排他的・独占的な「施設管理権」＝私有財産権の振りかざしを許すのか否かという問題でもある。起訴された3人はいずれも、京大における学問のあり方＝軍事研究の問題や立て看板規制と闘ってきた学生だ。単に政治的逮捕・起訴弾劾だけでなく、立入禁止通告や「告示」、さらには彼らを「学外者」たらしめた処分の是非を問う闘いとして、また同時に立て看板規制や吉田寮廃止と同じ問題として、学生―社会に訴えていこう。

○改憲攻撃阻止と一体の闘いとして

最後に、今回の弾圧を改憲攻撃阻止と一体の闘いとして進めることだ。今回の逮捕・起訴はもちろん京大―全国大学における学生運動破壊を狙ったものだが、なぜ学生運動を無くそうとするのかと言えば、それが改憲―戦争国家体制構築の支障となるからに他ならない。すでに改憲情勢下で不当な政治弾圧を受けている労働組合（全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部）の闘いに学び連帯し、政府・警察権力に対して抗議の声を挙げて弾圧されたすべての市民と連帯し、改憲阻止の闘いとして、今回の弾圧を打ち破っていこう。

○警察権力の横暴を許さない運動として

政府は、改憲―天皇制―オリンピックの過程で、公安組織の改編・強化を進めようとしている。緊急事態条項をはじめとする国家権力の肥大化、そしてその横暴・無法な行使を許さない運動として、京大弾圧に取り組もう。とりわけ重要なのは2016年の全学連大会襲撃事件だ。この事件をめぐる国家賠償訴訟は有利な形で進展しており、今年は公安刑事が証人として出廷せざるを得ない状況にまで追い込まれている。一方で同時に行った告訴に対して、東京地検は公安刑事らを刑事事件として裁くことを徹底的に拒否しており、権力犯罪を隠蔽しようとしている。このような警察の横暴を許さない運動は、あらゆる思想・政治的立場に共通するものであり、民衆の側の力を取り戻していくための運動として重要だ。



警視庁に証拠の提出を求めて立ち入る東京地裁の裁判官。前の2人が裁判官で、真ん中が弁護士の森川文人さん。

○実践的方針として

- ▶ 「逮捕」や「起訴」を私たちの活動の基準とはしない。逮捕や起訴というものは、すでに確認したように決して公正なものではない、極めて恣意的かつ政治的なものだ。そして、私たちがいまの政治を、社会を、大学を変えようとする以上、現在の政治・社会・大学の体制を維持することが役割である、政府やその暴力装置である警察とは絶対に相容れない関係になる。だから、本質的には、大学や社会を変えようとする時点で運動の形態を問わず、警察とは相容れない存在となるのだ。それが実際に逮捕という公権力の濫用という形を取るか否かというのは、運動が実際的影響力を持っているか否かの違いでしかない。決して「やり方が間違っている」という話ではなく、本質的に警察とは相容れない運動が一定の影響力を持った時点で権力の濫用が生じるのだ。だから、逮捕を恐れる活動は絶対に目標を達成できない。逮捕を恐れず闘うことこそが、唯一の道だ。そして、逮捕に対しては完全黙秘で臨む。法制度を捻じ曲げて政治的な逮捕をするような警察と会話することなど何一つないのは当然のことだ。

- ▶ 現状の社会では「有罪推定」がまかり通っており——警察が意図的につくりあげているものだが——、逮捕＝有罪と思う人も多い。しかし、真実はそうでなく法制度の完全な誤解でしかない以上、逮捕に伴う「ネガティブイメージ」というものは絶対に吹き飛ばせる。粘り強い宣伝・煽動がその鍵だ。
- ▶ 私たちが警察導入や処分などの「異常事態」を当たり前にしなないこと。処分や逮捕の「重み」が活動家とそうでない学生とでは違うことを、日々常に意識した上で、宣伝に臨む。
- ▶ 聞く人・読む人の立場に立った宣伝を展開すること。特異な言葉遣いの一掃と、いたずらに、あるいはアリバイ工作的に「革命的」言辞を振りまかないこと。※法益保護説で説明できる

高田さんの裁判に集まろう！

高田さん「建造物侵入」でっち上げ事件

第1回公判

1月16日（水）15時 京都地裁

Ⅲ 京大型学生運動の拡大と高揚を

（1）この間の取り組み

日大・東大闘争から50年。安保法—共謀罪法—改憲といった戦争国家体制構築やトランプ登場・米中貿易戦争に代表される国内外情勢の急転の中で、21世紀の学生運動が再建されようとしている。現在の社会を維持し、支配する側に人生を捧げるのではなく、むしろ社会を変革するべく民衆の側に人生を捧げる学生の増加——これは新自由主義がもたらした社会の荒廃とりわけ教育の崩壊であり、また同時に全学連の運動が実現可能性を持って見られているということだ。宣伝・煽動の一層の向上と運動の拡大・勝利で、一層多くの学生に「可能性」を感じさせていこう。

全学連は9月の定期全国大会以来、京大学生運動勝利と一体で京大型学生運動の全国的拡大に取り組んできた。京大学生運動の勝利は全国的な学生運動の再建の成否にかかっており、また京大学生運動が新自由主義に希望を持たず社会の変革を求める学生を固く捉えているからだ。そして、いまや「立て看板」が学生運動の象徴となり、それが21世紀学生運動を作り出す突破口となりつつある。

※具体的な各地の取り組みについては議案中では触れない。参加者からの詳細な報告を求む。

しかし、この3ヶ月間の各地での実践を全体的に総括すると、運動を開始したがゆえに課題も明らかとなる。課題とは、「立て看板運動」をそれ単体で終わらせるのではなく、多くの学生を巻き込んでいく「学生運動」へと発展させていく必要があるということだ。

（2）運動の一層の前進のために

○仲間を求める運動への飛躍

現在「立て看板運動」が盛り上がっている理由として、京大・早稲田大を先頭に多くの大学で立て看板規制が表面化しているという背景はあるにせよ、「立て看板」というものが持つ可能性についても考慮しないわけにはいかない。ある京大生が9月の大会において的確に提起したように、立て看板の本質は共同性にある。何を表現するか討論し、共に制作する。材料費を共に負担して、共に運搬し設置する。大学当局によって奪われた場合には、怒りを共有する。立て看板は、新自由主義大学の中で存在しなくなった人間の共同性が凝縮された

存在だ。だからこそ、学生はビラ規制とは違った問題意識と魅力とを、立て看板規制・立て看板運動に見出すのではないだろうか。

さて、現在の立て看板運動が大学当局に抗議したり、不当な規制を打ち破ったり、あるいは政治的言論が「許されない」キャンパスの現状に一石を投じたりといった目的で行われていることは、新自由主義大学を打ち破る上で極めて重要だ。多くの大学において学生運動が鎮圧・絶滅させられたと思いきや、ここに来て「立て看板」を象徴に学生運動再建の展望が開かれていることは、大学当局—政府にとって予想外の事態だろう。

ところで、キャンパスにこだわる学生運動の本質的な限界は、学生がすぐに入れ替わるということだ。突出した一人（か二人）の学生が登場し、キャンパスに一定の波乱を起こすことは新自由主義大学においてもしばしばある。だが、それが「運動」へと転化することは、この間ほとんど無かった。なぜなら、仲間のいない運動にはできることに限界があり、運動へと転化する前に大学当局の弾圧を受けるか、あるいは世代交代で自然消滅してしまうからだ。学生が数年で入れ替わる以上、ある突出した学生の生み出した成果も数年後には元の木阿弥ということがしばしばある。

だから、立て看板運動を本当に大学を変える運動、あるいは活動を担う学生の人生にとって価値ある運動にしていくには、あくまでも仲間を求めていこうとしなければならない。それは、時には活動家としての運動の方向性と相反するところがあるかもしれない。だが、大学にとって、あるいは自分の人生にとって、須臾の陶醉ではなく将来にわたる「遺跡」を築くのであれば、仲間を求める運動として進めなければいけないのだ。仲間とは、運動を支持する学生、別にカンパするわけでも作業を手伝うわけでもないが好感を持ってくれる学生、そして運動を共に進める主体のことだ。「立て看板運動」が仲間を獲得したときはじめて、それは学生運動へと発展し、いつきの波乱が長期的な変革——大学の、学生の、活動家の——へと変わりうるのだ。仲間を求めて運動すれば、必ず学生は支持する。一過性の運動ではなくて、大学—社会を変えうるような、歴史に残るような運動にしていこうではないか。

○団結を拡大して学生自治会へ

こうして仲間を集めていく運動の先にあるのが、学生自治会の再建だ。全学生が所属する学生自治会とは、まさに学生運動として最高の団結形態に他ならない。9月の大会においても確認されたように、学生全員が方針を論議し、行動する学生自治会を全国の大学に再建していこう。そして、既存の学生自治会が学生自治会としての任を果たせていないのであれば、積極的に運営を手伝い、その中で本来の学生自治会とは何か、学生自治会の運営を担う学生を中心に討論し、共に学生自治会を発展させていこう。

★最後に、具体的活動方針として、地域ごとの活動家同士の定期的会合について論議したい。この間立て看板運動が各大学へと広がっている東京圏において、立て看板運動や学生自治運動に取り組んでいる学生の定期的な会合を開催することを提案する。

IV 改憲阻止し、新自由主義大学打倒へ

（1）この間の総括

Iの情勢でも述べたように、安倍は「2020年新憲法施行」を掲げながら、今秋臨時国会において改憲案の提示も改憲国民投票法の改正も強行することができなかった。全社会的な改憲への関心不足——これは選挙のたびに「改憲隠し」をやってきた安倍自身が作り出したものだ——により、そして何よりも全学連もその一角を成す改憲反対運動の盛り上がりの前に、これらを強行することができなかったのだ。そういう意味では、改憲をめぐる情勢は労働者・民衆の側に有利に進展しており、全学連もその一助をなし得たと言えよう。

全学連はこの間、国会前・官邸前を中心に改憲反対の集会を開催してきた。10月21日（国際反戦デー）には、東京では全学連の主催で、その他全国の主要都市で改憲・戦争阻止！大行進と協力し、改憲反対の集会・デモを行った。特に東京で行った銀座デモは、多くの労働者が駆けつけ、通行人に訴えかける新しい形のデモが大成功した。10月24日には臨時国会開会に合わせて議員会館前で集会を開催し、労働者も含む大結集で成功した。その勢いや数は、国会議員も参加して行われた既成潮流の集会をも超えるものだった。そして、11月21日と12月13日には、官邸前で改憲反対や辺野古新基地建設反対を訴える集会を開催した。また、特に重要なのは11月4日の全国労働者総決起集会だ。動労千葉・連帯労組関西地区生コン支部・港合同という改憲・戦争に反対する闘う労働組合が主催したもので、全学連もこれに参加した。この集会は昨年を大きく上回る4800人の参加で大成功し、またいわゆる既成潮流で闘ってきたような市民の方も多く参加し発言された。労働者民衆の力で改憲・戦争を止める決意を労働者・学生・民衆が固め、またその決意の強さと広がりとを政府に強烈に見せつけることに成功したのだ。

キャンパスでの取り組みは、特に東北大と広島大が大きな挑戦を開始し成功している。（※報告は各大学より求む。）一方、東京圏においては大会以後は改憲学習会「Re:Constitution」を開催することができなかった。10.21国際反戦デーや11.4全国労働者

総決起集会の準備および実行や全学連に対する政治的逮捕が原因ではあるが、来年度からの恒常的開催に向けて体制を整えなくてはならない。

（２）４～７月の大決戦を見据えた方針

安倍は臨時国会閉会に伴う記者会見で「2020年新憲法施行の思いに変わりはない」と明言している。そして、それを可能にするべく実際に改憲国民投票法の審議や改憲発議に向けた準備が着々と進んでいる。いまはまだ社会的に改憲情勢だと認識されていないが、これも広告や官製デモで覆されていくだろう。私たちがすこしでも油断していれば、あっという間に改憲情勢が到来し、改憲発議や、改憲派に有利な国民投票法の下での国民投票へと突き進むのだ。絶対に気を緩めず改憲を阻止しよう。

その鍵は第一に、４月の杉並区議選・７月の参院選だ。杉並区議選は投票は４月21日とはいえ、実質すでに選挙戦はじまっており、各党派・グループいずれも選挙モードに突入している。決して選挙は「先の話」ではない。全国学生は選挙応援に駆けつけよう。 ※特に明日の一斉行動へ！

また、官邸前・国会前での集会を引き続き開催していくことも重要だ。もちろん、改憲を止める力は労働者・学生にこそある。あえて語弊を恐れず言えば、官邸前・国会前での集会それ単体では社会全体を動かす力にはなりえない。しかし、キャンパスや職場から政治の要素が完全に一掃された、政治の論議すらまともにできない現状において、改憲に問題意識を持つ学生や労働者はいったんは官邸前・国会前へと駆けつけることになる。そういう学生——私たちの力量不足に規定されて、私たちの活動をキャンパスでは見ていない学生と結合し、そしてその息吹をキャンパスに持ち帰るためにも、官邸前・国会前行動を決して軽視せず、定期的に実施していこう。

しかし、何よりも重要なのはキャンパスにおける地道な取り組みだ。当面は学習会とピラによる宣伝を軸にして、改憲の問題点と本質を粘り強く訴えていこう。東北大・広島大・沖縄大の実践が参考になるだろう。

V 諸方針

○新歓に向けた準備

杉並区議選勝利と新歓とを絶対に両立させるべく、すみやかに準備に取り掛かりよう。

○諸行動

- ▶ 三里塚請求異議裁判判決：12月20日（木）12時@千葉中央公園

成田空港絶対反対を貫き先祖代々の土地で農業を続ける市東孝雄さんの農地取り上げをめぐる裁判がついに判決を迎える。判決次第では、年明けにも市東さんの農地が強制執行で取り上げられることになる。千葉に集まり、生命の基盤であり社会の基礎の農業をあまりにも軽く扱う空港会社や国に抗議しよう。

- ▶ 「全学連大会襲撃事件」国家賠償請求訴訟口頭弁論：1月10日（木）14時@東京地裁
2017年の「全学連大会襲撃事件」をめぐる、警察官個人や国と東京都に対して起こしている国家賠償訴訟は今年いよいよ証人尋問に入る。暴行を振るった公安警察を法廷に引きずり出し、裁判官の前で真実を語らせるときが来たのだ。

- ▶ 星野文昭さん解放を求める全国集会：1月27日（日）東京・浅草

全学連の先輩であり、沖縄のベテラン的な返還に反対して闘い獄中44年の星野文昭さんの仮釈放を求める集会に集まろう。

- ▶ 国鉄集会：2月10日（日）@千葉

動労千葉などが進める労働委員会での闘いに対して、労働委員会はJRの手先になろうとしている。こんなことは絶対に許せないと50人近い弁護士も立ち上がっている。

- ▶ 3・11反原発福島行動：3月11日（月）郡山

安倍政権は原発輸出で原子力ムラを延命させようとしたが、原発輸出政策が大破綻している。核と人間は相容れない！ オリンピックによる福島圧殺を許さず、常磐線延伸による被曝帰還の強制を阻止しよう。

- ▶ メーデー：5月1日（水・労働者の祝日）

来年のメーデーは新天皇即位の日と重なる。多くの労働組合は天皇や政府・警察権力に忖度してメーデーをずらしたりデモを自粛したりしているが、天皇は労働者・民衆の敵以外の何物でもない。多額の血税を使って行われる即位の儀式をぶっ飛ばそう。天皇制打倒のメーデーを大々的に開催しよう。

以上